

教職課程の整備充実の課題と改善方策

渡邊 正（文学部教授）

はじめに

愛知大学の教職課程は長い歴史と実績により公教育の教員養成において重要な社会的役割を果たしてきた。しかし、社会の変化に対応した学校教育の改革やその担い手である教員の養成について制度改革の検討が進められている中で、必ずしも対応が的確に進められておらず、学生の要求や社会的要請に応えることができていない実態があり、早急に改善を行う必要がある。また2012年度から予定されている新名古屋校舎開設による全学的な教学組織の再編にともない、教職課程の再編整備が不可欠な事態を迎えている。

教職課程の運営組織である教職課程委員会では、この間、各学部教授会の協力の下で教職課程の体制の抜本的な見直しによる整備を図ることと、教員養成教育の改善、充実について具体的な取り組みについて検討し、可能な部分から実施に移しつつある。

本稿では、この間の検討をふまえて本学における教員養成に関する実態の課題を整理し、取り組みつつある改善、充実の具体的な方策についてまとめて報告する。

1. 教員養成制度改革の動向と教職課程の課題

(1) 学校教育の現状と教員養成

現代の学校教育は社会の急激な変動期の中で重要な変革を余儀なくされている。とくに

日本社会は20世紀末から産業構造の転換、国際化、少子・高齢社会、高度情報化社会の進展が進み、21世紀はこれらにどのように対応した教育を構築するかが重要な課題になっている。こうした社会状況においてこの間、教育の構造的な転換を図るために1980年代の後半に臨時教育審議会において「生涯学習社会への移行」をめざす教育改革の基本方針が決定され、その具体化を図るための教育政策として、生涯学習の推進事業、教育基本法の改正、教員養成制度の改正、学習指導要領の改訂など多面的な施策が継続的に展開されてきた。

教育の全体的な枠組みの再編成を目指す生涯学習社会構想は、具体的に着手されてからすでに20年を経ており、個人の生涯にわたる学習を基本にした社会的条件整備を進める一環として学校教育も従来の教育を完成する体系としての「完成型教育機関」の位置づけから、継続的な生涯学習の主として基礎的教育を担う「過程的教育機関」としての性格をより明確にした役割へと転換が図られてきた。そして、2008年2月に中央教育審議会から答申された「新しい時代に対応した生涯学習事業の推進について」では、生涯学習を前提とした「知識循環型社会」を構想し、学校教育をはじめ社会教育や地域における総合的な学習、教育のシステムを構築していくことを明示した。この教育に関わる基本的な社会構想

を具体的に推進するために、生涯学習の理念を明示した教育基本法の改正をおこなうとともに、教育基本計画の制定を義務化し計画的な実施を図ることにした。

また、学校教育の内容、方法については、いわゆる「ゆとり教育」をめざした学習指導要領の改訂により、教育内容の精選と縮減、評価における絶対評価の方式の導入や総合学習の設置などにより、従来の「知識集積型能力」中心から「問題発見課題解決探究型能力」を重視する学力観、指導方法への改革が取り組まれてきた。

そして今年度から本格実施が行われている新学習指導要領の改革では、これまで「ゆとり教育」で進められてきた「生きる力」に加えて「確かな学力」を育成する教育方針が選択されることになった。

しかし、こうした教育全体の構造的な改編と学校教育の社会的役割の改変や教育内容、方法の改善、改革について具体的な取り組みが行われつつあるが、依然として学校教育の現場においてはその真価が問われる深刻な問題や課題が存在している。そしてこれらの諸問題や課題に適切に対応することのできる教師の資質、能力の向上が強く求められている。

たとえば、新学習指導要領の実施にともなう「生きる力」「確かな学力」について個々の児童、生徒の学習過程や成長の実態に即して適切に指導することのできる専門的な資質、能力が必要である。また、いじめ、不登校、事故、特別支援指導など学校現場における多様な課題に的確に対応し指導することのできる能力が必要であることとともに、社会

の変化、子どもの実状に対応した教育指導の必要性が強まっている。さらに保護者、社会から学校、教師への期待と多様な要求が強くなっており、学校における教育、指導だけでなく多面的な教員の資質能力の向上の必要が求められている。

(2) 教員養成制度改革の動向

こうした教育改革の経過の中で、学校教育における教育、指導の専門的な担い手である教員の役割、責任はきわめて重要である。しかし、社会の変化や学校教育の実状、そして児童、生徒の実態に対応した教員の配置は常に改善と資質、能力の向上が求められており、教員の養成、採用、研修など教員制度の全体的な改革が必要である。

最近の大きな教員養成制度の変更、改革は、2006年7月におこなわれた中央教育審議会の答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」にもとづくものである。

具体的な主な方策として次のような事項がある。

①実践的指導力の養成強化を図るために「教職実践演習」科目の設置、必修化

教員免許を取得し採用された初任教員が赴任した学校等において、実践的指導力が必要とされており、その養成を強化する方策としてこの科目が必修科目として新設された。これは大学の教職課程における教員養成に関する科目履修の最終段階においてそれまで履修した科目等の成果をふまえて教員としての能力を総合的に育成を目指したものであり、個々の学生ごとに履修カルテを作成し学習過

程の把握とともに効果的な指導に配慮するものである。

②教員免許更新講習制度の導入

従来の終身教員免許方式を改め、10年ごとに更新講習を受講し成果の認定を行うことによって更新をする方式を採用したものである。

③教職大学院制度の導入

教員の専門的な資質、能力および実践的指導能力を養成するための教職大学院制度を新たに設けたものである。従来からも免許の種類として大学院修士課程修了を基本とする専修免状の制度があるが、これに加えて教員養成および研修を目的とした専門職大学院である。

そして学校教育の現実が求める教員の資質、能力の向上を図るためには、養成、採用、研修など教職の全過程で具体化することの重要性を提案している。

これらの制度改革は、大学で教員を養成することを基本とする「開放制教員養成制度」のもとで、より実践的指導能力の育成をめざした制度改革であるが、その実施と成果においては幾多の問題や課題がある。

また一方で、民主党を中心とした政権交替にともなって、政策公約として掲げられた教員養成制度の抜本的な改革の検討が始められることになり、現在、特別委員会を設置して検討が進められている。検討中の審議経過として2011年1月31日に「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」が公表されている。内容は、検討の経過と課題等が整理されたものであり具体的な

方策が明示されていないが、主として大学院制度の改革を中心に検討が行われている。

(3) 教職課程教育の課題

こうした生涯学習社会をめざした教育改革と教師に求められる資質能力の向上を図るために、教員養成のあり方を改善するための施策や議論が多面的に行われている。教職課程を設置し日本の公教育の教員養成の役割を担っている本学においても、こうした教育めぐる状況や議論の動向をふまえて継続的に教職課程の充実、改善を図っていく必要がある。

その際に、制度改革の議論の多様性、流動性を考慮する必要があるが、当面、目標とすべき教員の資質、能力については、文部科学省が提示している「求められる教師像」を指針にしながら、愛知大学の教学の理念と各学部の教育目的、教育内容を基礎にして教職課程を中心にした教員養成の整備、充実を図っていく必要がある。

文科省が提示している「求められる教師像」は次の3つの主要項目である。

- ①いつの時代にも求められる資質能力
- ②社会の変化にとまない、特に求められる資質能力
- ③学校現場で求められる教師像、資質能力

2. 愛知大学の教職課程の現状と改善課題

愛知大学の教員養成は、大学設置間もなく、戦後の開放制の教員養成制度が制度化されると同時に教職課程の認可を受けて実施しており、約60年余の歴史と多数の教員を養成し、

特に愛知県、三重県、岐阜県等を中心とする中部地方の公教育に重要な貢献を果たしており、今後も継続的に役割を果たしていくことが社会的責務である。

そのためには、先に述べた生涯学習社会への移行のもとにおける学校教育や教員養成の課題に対応しながら愛知大学の教育理念にもとづいた教員養成の充実を図っていく必要がある。また、2012年度から新名古屋校舎建設、移転にともなう教学組織の再編が予定されており、教職課程の再編整備も具体的日程にある。そこで、本学の教職課程を中心とした教員養成の実態を整理し、整備、充実を図るべき課題を明確にし、改善方策の方向について説明をする。

(1) 教職課程の履修学生数

まず本学の現在は、豊橋校舎及び名古屋校舎の各学部、大学院において以下のごとくの免許の種類を視得する教職課程を設置している。設置学部の性格から免許状の種類は国語、社会、地理歴史、公民の社会科系、英語、中国語を主とした外国語系である。

学部・学科	種 類		
	中 学 校 教 諭 I 種 免 許 状	高 等 学 校 教 諭 I 種 免 許 状	
文 学 部 人 文 社 会 学 科	社 会 国 語 外 国 語 (英 語)	地 理 歴 史、公 民 国 語 外 国 語 (英 語) 外 国 語 (1' 付 録) 外 国 語 (1952 語)	
経 済 学 部	社 会	地 理 歴 史、公 民、商 業	
国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	外 国 語 (英 語)	外 国 語 (英 語)	
比 較 文 化 学 科	社 会	地 理 歴 史、公 民	
法 学 部	社 会	地 理 歴 史、公 民	
経 営 学 部	経 営 学 科	社 会	地 理 歴 史、公 民、商 業、情 報
	会 計 フ ァ イ ナ ンス 学 科		商 業
現 代 中 国 学 部	社 会 外 国 語 (中 国 語)	地 理 歴 史、公 民 外 国 語 (中 国 語)	
地 域 政 策 学 部	社 会	地 理 歴 史、公 民	

研究科	専 攻	種 類	
		中 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	高 等 学 校 教 諭 専 修 免 許 状
経 済 学	経 済 学	社 会	地 理 歴 史、公 民
経 営 学	経 営 学		商 業
中 国 学 部	中 国 研 究	社 会、外 国 語 (中 国 語)	地 理 歴 史、公 民、外 国 語 (中 国 語)
	日 本 文 化	社 会、国 語	地 理 歴 史、国 語
	地 域 社 会 シ ス テ ム	社 会	地 理 歴 史、公 民
文 学 部	歌 曲 文 化	社 会、外 国 語 (英 語)	地 理 歴 史、外 国 語 (英 語)
	国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	社 会、外 国 語 (英 語)	地 理 歴 史、外 国 語 (英 語)

また、各校舎、学部における教職課程の履修学生の実態は次の通りである。履修開始は1年次からで、年度によって若干の異変があるがおおよその傾向数である。

① 豊橋校舎では毎学年170名から240名程度の履修学生

- ・文学部が最も多く100名前後から130名 (入学定員 345名)
- ・経済学部は30数名から60名 (同 375名)
- ・国コミ学部は30名から40名 (同 230名)
- ・地域政策学部 (新設) は30名程度 (同 220名)。

② 名古屋校舎では40数名から50数名の履修学生

- ・法 (同 315名)、経営 (同 375名)、現中 (同 180名) の各学部共に10数名から20名程度で、全体の学生数に比して履修数は多くない

(2) 履修学生の状況

前記のように本学は人文、社会系の学部として多様であり、各学部の教育にはそれぞれの特徴を有している。これらの学部教育を基礎として教職課程を履修している学生の履修状況を概観すると以下のような特徴を見ることができる。

① 全体として履修学生数は多いが、履修の

志向、態度には差がある

おおよそ次の3つのタイプに区分できる

- a) 強く教職に就くことを目的とし努力する学生
- b) 可能ならば教職を目指したい学生
- c) 免許を取得することを主たる目的とする学生

②履修学生の中には基礎学力にバラツキがあり、不十分な者または教師としての適性に欠けると思われる者も含まれている。全体の傾向としては、目的意識が明確で教職への可能性が高い学生が一定程度いる一方で、基礎学力については格差が見られ、相当の割合で努力を要する学生がいる。全般に基礎学力の不十分さが見られるので、補強指導が必要である。

③教育実習、介護体験など学外学習において不的確な態度や自覚に欠ける学生がいる。

とくに実習直前に取りやめたり、実習中に欠勤、中断する学生がおり、心構えや態度など注意して事前の個別指導を要する場合がある。

④学生主体による自習グループで積極的、主体的に教職を目指す学生が育ちつつある。明確に教職をめざす学生でボランティア活動や自習グループに参加する学生が育っており、学年間及び学生間の相互学習の成果が継承され、定着しつつある。その成果が教員採用試験の結果に反映しつつある。

(3) 教員採用の経過と実績

本学は、教職課程教育の実績から多くの公教育の教員を輩出しているが、児童生徒数や学校数の動向、教員採用数枠の状況により実際の採用数には激しい変動が見られる。とくに各学校種とも1980年代までは、児童生徒数の増加や学校の増設などにもなう教員採用数の拡大で相当数の教員を輩出し実績がある。このなかで小学校教員については中学校免許で就職後に通信教育などで免許を取得した者が多いと考えられる。

一方で、1990年代初期から、教員採用数の減少期にもなっており卒業生の教員は激減している。そして90年代末からの採用数緩和期になっても実績が回復せず、現役の採用数は少数になり低迷状態が恒常化し、2000年代に入っても沈滞状態が続いたままで一桁台の前半に止まっていた。高校、中学採用でほとんどない年度もあった。

しかし、最近3年ほど前から現役での合格採用数の改善傾向が見られようになり、20数名の合格数が連続して達成している。既卒者の合格者も30名を上回る増加傾向が定着しつつある。

(4) 教員採用の動向

本学の教員採用試験の合格者実績は、自習グループの相互学習や意欲的な学生個人への努力にも依り増加傾向が継続しつつある。全体としての教員採用試験の動向をみると、団塊世代の教員の定年退職による交代期とともにクラス規模の改善や英語教育の強化策などで採用数の緩和期（新旧交代期）が10年ほど

経過しており、今後もなお7, 8年から10年間ほどは継続する見通しである。なかでも、英語、数学などは採用枠が大きく、教科によって差がみられる。

また愛知県などでは、小・中学校の義務教育学校間で教員交流が活発化しており、採用時に両種の免許取得者が有利な傾向になっている。

採用試験判定の動向としては、教員の資質について、実践的能力と共に教育に対する熱意や指導者としての人格、人間性が採用試験時に評価される傾向にあり、筆記試験とともにグループ面接、個別面接など教員としての資質能力を多面的に判断しようとする取り組みが行われている。また急激な世代交代と複雑化する指導課題に対応する必要もあって、既卒者の常勤講師、非常勤講師など教育現場での経験や実績が採用試験時に評価される度合いが大きくなっている。愛知県ではとくに講師経験3年の者には第一次試験（一般筆記試験）が免除されることになっており、学校種や強化によっては大部分が既卒者で講師経験者で占められる場合がある。

さらに、今後の傾向として義務教育学校の35人学級政策にともない、全体として教員数が当面1万9000人増員される計画があり、教員採用枠も拡大されることになり、教職課程の実績作りの好機でもあるといえる。

したがって、こうした動向を踏まえながら教職課程を中心にした教員養成と採用の成果に繋がる指導を的確に推進していくことが必要である。

(5) 教職課程指導の課題

そこで、前述してきたような教員養成制度改革の動向、学校教育において求められる教員の資質能力の育成、教職課程を履修する学生の実態、採用試験の動向などを踏まえながらより優れた教員を養成するための課題を整理すると次のような事項を挙げることができる。

- ①履修学生の教職課程履修の目的性、態度、基礎学力の程度などの実態に即した指導、支援を的確におこなう体制を整える必要がある
- ②基礎学力の向上については、履修初期に能力の実態を点検し、個々の学生の自覚と努力を促す必要がある
- ③履修態度の改善については、教職課程の目的、意義、履修過程の努力目標などを明確に示し、継続的なガイダンスにより個々の学生の自覚と努力を促す指導を強化する必要がある
- ④強く教職をめざす学生を把握し、当面の現役採用合格者を80年代後期の実績を基準にして現在の採用合格者数を上回る成果を確保できるよう目標を設定して、計画的な指導を強化する
- ⑤教職課程センター室の整備、充実を図り、組織的な指導体制の強化を図る
- ⑥教員採用試験の情報、資料の収集を積極的におこない、学生への提供、支援を強化する
- ⑦教員採用試験対策の効果的な支援、指導の体制を整え、強化を図る

今後は、こうした課題について計画的、効

果的に成果を得ることができるよう組織的な取組みを着実に推進することが重要である。

3. 教師課程の整備充実の方策

(1) 新カリキュラム改正の実施

上記に示した本学の教職課程の課題を改善し充実を図るために、まず教職課程に関するカリキュラムの改正の検討を行い、2011年度から実施することにした。従前のカリキュラムは、教員免許法の改正にともなう科目編成の弾力化に対応して、免許法で区分している分野を組み合わせた本学固有のいわば「モザイク型」の科目で編成していた。これはそれぞれの科目の目的、内容を本学独自に設定して構成していたために独自性はあるものの免許資格の取得認定の際にはその特徴の説明が必要であり、科目担当者においてもその独自性を十分に共有することが困難な場合があり、改善の検討を進め2012年に予定している新名古屋校舎移転にともなう再編に合わせて抜本的な改編を行うよう検討を進めてきた。ところが地域社会学部の新学部設置を2011年度開設について課程認可申請を行うことになり、検討成果の内容を整理して改正カリキュラムを全学的に実施することにした。

この教職課程カリキュラム改正の検討を行う際に基本方針として次の事項に留意して行った。

- ①新教員免許法に的確に対応する内容であること。

新免許法で新設された「教職実践演習」科目への対応やできるだけ簡潔な科目名

で内容・方法で特色が明確になり、学生や担当教員に共有しやすいものであること。

- ②学校教育の実態における課題改善・解決と教員の資質向上の要請に対応する内容をめざすこと
- ③学生の実態を踏まえ、教職課程履修要望、教職希望の実情に応えうる教職課程教育の充実を図るものであること。とくに、教育実習の申込み後に進路変更による取り消し、実習や介護体験などの課程で辞退が増加している実態を踏まえた対応が必要である。
- ④教員採用試験に効果的に対応できること
- ⑤教員養成制度の制度改革に柔軟に対応できること
- ⑥新カリキュラムは2011年度入学者から実施する
現行カリキュラム履修からの移行において可能な限り不利益が生じないように配慮する
- ⑦教職課程教育の整備、充実を図るために設置予定の「教職課程センター」に対応すること

(2) 教職課程科目の段階的編成

これらの留意事項をふまえてカリキュラム編成の基本的考え方を次のように設定し、その具体化を図るよう編成することにした。

まず、従前の複雑な組み合わせによる独自性の強い科目編成を改め、教員免許法に対応して簡潔な科目名と科目編成にすることである。そして各科目の履修について、教職課程

の登録から免許取得と採用試験に段階的、効果的に継続できるよう教職課程教育の過程を教職基礎段階、教職課程段階、教職展開段階の3区分の編成段階的構成に編成することにした。

①教職導入基礎段階は、教職に関する基礎的理解を促し、各学生の教職に関する動機と適正の確認をするとともに教職課程履修の目的、履修計画の明確化を図るための導入段階である。

②教職課程段階は、教員免許法にもとづく教職に必要な専門的知識と指導方法等について修得し教員としての基礎的能力を養成する。

③教職展開課程は、多様な教職における指導能力の要求に対応するために、より実践的な課題について習得する。

そして、これらの段階を履修する際に履修及び進路等に関して個々の学生の実情に対応した指導、相談、支援等をきめ細かく行うことに配慮することとした。

(3) 科目編成と開講について

①教職基礎導入講座・「教職への途」講座の開設

この段階の講座は、当初、正規の教職課程科目として開講する予定であったが、現在は別途の講座として試験的に開講している。この講座では主として1, 2年次生を中心に対象としており、「教師の魅力」「求められる教師像、教員採用試験の基本」などの内容で自主参加方式で実施している。

教職課程を履修し始めた学生に教育に関す

る基礎的理解を通じて、教職への動機の確認と、自己の教職適性を考えさせることをねらいとしている。

また、関連して3年次生を主とした「教員採用試験対策準備の心得」に関する講座を実施している。

②教職課程・1年次より履修登録

免許法に基づく必要科目を編成し、効果的に履修することができるよう履修年次を設定して段階的な履修と指導ができるよう配慮している。履修登録および履修方法についてはガイダンスにおける説明を徹底し、教職課程の趣旨と履修の進め方について理解できるよう留意している。

教職に関する科目の編成は次の通りである。

◇教職の意義等に関する科目

「教職入門」2単位 必修 1年次履修

◇教育の基礎理論に関する科目

「教育原論」2単位 必修 1年次履修

「学校と教育の歴史」2単位 選択 1年次履修

「教育心理学」2単位 選択必修 2年次履修

「発達心理学」2単位 選択必修 2年次履修

「教育制度論」2単位 必修 1年次履修

「教育社会学」2単位 選択 2年次履修

◇教育課程及び指導法に関する科目

「教育課程論」2単位 必修 2年次履修

各「教科教育法」2単位 必修 2年次履修

各「教科指導法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」2単位 必修・選択 2年次以降履修

「道徳教育の理論と方法」2単位 必修 2年次履修

「特別活動の理論と方法」2単位 必修 2年次履修

「教育方法論」2単位 必修 2年次履修

「生徒・進路指導の理論と方法」2単位 必修 2年次履修

「教育相談の理論と方法」2単位 必修 3年次履修

◇教育実習

「教育実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」各2, 3, 5単位 必修 4年次履修

◇教職実践演習

「教職実践演習(中・高)」2単位 必修 4年次

③教職展開課程

また、これらの科目の他に、教職展開段階として大学が独自に加えることのできる科目として「教職に準ずる科目」を次のように開設し、教育指導の実践的な能力の養成や佛敎大学との連携による小学校教員免許取得のための通信教育を補強することのできるようにしている。

「子ども指導実践」2単位、

「教育問題研究Ⅰ、Ⅱ」2単位、

「小中学校連携教育論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」2単位

4. 教職課程の整備充実と指導の改善方策

教職課程の課題を解決し、具体的に整備充実を図るために主なものとして以下の事項等について組織的な取り組みを行う。これらの中にはすでに実施しているものもあり、さらに改善を図っていく。これから新たに取り組む事項については、教職課程センターの事業として積極的に推進する予定である。

(1) 教職課程センターの設置による教職課程の整備充実

2012年4月から新名古屋校舎建設にともなう教学組織の再編を期に、教職課程を中心とした大学の教師教育について、養成、採用、研修、地域連携を総合的、組織的に推進するためのセンターを設置し組織化を図ることになった。

教職課程センターがおこなう主な事業は以下の事項である。

- ①教育職員免許法に基づく教職課程の編成、開講計画及び講師の委嘱に関すること
- ②教育職員免許状の授与申請に関すること
- ③小学校教育職員免許取得のための通信教育連携に関すること
- ④教育職員免許法に基づく聴講生に関すること
- ⑤教育実習、教職インターン、社会連携・協力等の実施と指導に関すること
- ⑥教育職員教育に関する事項の調査、研究、開発に関すること
- ⑦教育職員採用の情報収集と提供、試験対

策の指導、支援に関すること

- ⑧教職課程の学習相談、教職進路相談に関すること
- ⑨教育職員免許状更新講習に関すること
- ⑩卒業生現職教員との研修、交流等の連携協力に関すること
- ⑪教育職員養成、講習等に関する団体・組織との連携に関すること
- ⑫その他教職課程に関すること

つまり、従来の免許取得のための教職課程教育を中心に、さらにその成果を採用に効果的につなげること、また現職教員の研修の機会を提供するとともに学校教育および教職のあり方などについての研究、研修の協力関係の構築を図ること、さらには地域の学校や地域社会の各組織、機関等と連携、協力を進め教員養成を中心にして多面的な社会的役割を推進することをめざすものである。

これらの諸事業をおこなう拠点として豊橋校舎、新名古屋校舎に教職課程センター室を置き、各校舎の実情に即した運営を図ると共に両者の連携、協力を効果的に実施できるように配慮する必要がある。

(2) 教職課程の運営について

教職課程センターのもとに全学的な「センター委員会」を置き、各学部と連携、協力を緊密に図りながら、主体的に責任をもって教職課程の運営をおこなう。教職課程専任の教員は、大学枠として各校舎に必要数を配置し、所属は各学部とする。教職課程の専任教員は、所属校舎、学部だけではなく全学的な観点から両校舎の教職課程の運営に責任を持って役

割を分担する。

教職課程は言うまでもなく各学部学科を基にして認可されており、各学部学科の教育目的、内容を基礎として教職の専門教育をおこなうことによって構成されるものであり、各学部教授会と教職課程センターとの連携、協力関係の強化を図ることは不可欠である。

(3) 教職課程センター室の条件整備と効果的な運営

教職課程センター方式で多面的な教員養成の事業を行う拠点の役割を果たすセンター室はきわめて重要な施設であり、効果的に機能するためにその条件整備が必要であり、具体的には次の項目などの整備充実が望まれる。

- ①図書、資料の整備、充実（複数の教科書、指導要領、解説など）
- ②教員養成等に関する情報の収集と学生への提供、広報の徹底化（制度改革、教員養成制度など）
- ③教職に関する相談、指導体制の充実（現職またはOBによる相談等）
- ④卒業生の採用試験準備の支援（資料等の利用、学習コーナーの利用など）
- ⑤卒業生現職教員名簿の作成と連携の強化

(4) 教員採用動向の情報の収集と提供

開放制教員養成制度の下での教職課程においては、教職課程履修学生の大部分が教職に就くことは現実的には困難である。しかし教職への目的を明確に持ち意欲的に履修する学生については、履修努力の成果が可能な限り採用に繋がることのできるよう指導、支援を

図ることが必要である。教職課程科目における指導を基本としながら、教職課程センターではより効果的な採用試験に向け次に挙げる事項など指導、相談に関する支援活動の強化をはかる。

- ①教職の場は全国に開かれており、視野を広げて学生がチャレンジできるように全国、都道府県の情報の収集と提供を図る
- ②愛知、岐阜、岐阜、三重の東海4県の教員採用動向の把握と情報提供、指導の強化出身、就職希望のもっとも多い4県についてはより詳しい情報収集と対策のアドバイスを積極的におこなう
- ③私立学校の教員採用の動向、情報の収集と提供、指導の強化を図る。

私立学校団体などと協力して情報の収集と指導を積極的におこなう

(5) 「講師（常勤、非常勤等）」のガイダンスと継続的支援の強化

教員の世代交代期にあって実践的な指導能力が求められており、採用試験では現役合格者より既卒者で講師経験者の合格割合が多くなっている傾向である。したがって講師による教員経験の奨励と採用試験対策の継続的な支援を強化する必要がある。東海4県の「講師」採用に関する情報の収集を積極的におこない情報の提供と指導、奨励をおこなう。

(6) 教職のための基礎学力、適正の点検と対策

本学の各学部ともに教職課程履修希望の学生が多いが、課程履修に求められる基礎学力

に不安を持ったり、不十分な学生も少なからず存在する。こうした学生に対する学習支援を行うために次のような指導を行う必要がある。

- ①基礎学力の自己点検と向上プランづくり
- ②望まれる教師の資質と適正点検
- ③教師をめざす「ポートフォリオ」の作成と計画的な学習の取り組み指導

(7) 教職のための体験学習機会の整備

実践的指導力の強化が求められており、これらを具体化するために現在、①栄小学校での教育体験、②東栄町サマースクール講師、③豊橋市造形パラダイス サポーター、④植田小学校 夏期セミナーボランティアスタッフなど実施している。今後はこれらの経験、実績をふまえて、学校インターンや児童生徒の指導ボランティアなどについて教職課程センターとしてプログラムを設定し、地域の学校や組織・団体などと連携、協力を図って推進する。

(8) 教職自主グループの育成

豊橋校舎、名古屋校舎において教職課程履修学生が教職能力の向上や採用試験対策などにむけて自主的なグループが継続的に活動している。教職課程センター室を中心にこれらの学生の活動を積極的に支援すると共に、卒業生現職教員の協力も得て組織的、計画的な支援体制の強化を図る必要がある。

(9) 小学校教員免許取得のための通信教育の連携、支援の強化

現在、佛教大学との連携による小学校教員免許取得のための通信教育支援を実施している。特に愛知県などでは小、中学校の教員交流を積極的に行っており、また小学校クラス規模の改善策による採用枠の拡大などから小学校教員免許取得者や小、中学校免許取得者の採用が多くなっている。これまでの通信教育履修者の多くが採用される実績になっている。今後とも佛教大学との連携、協力の強化を図り、学生の指導、支援の充実を進める。

(10) 採用試験合格者体験報告会

採用試験合格者による成功体験を継承し効果的な教職課程の履修を促すために報告会を秋期に実施しているが、参加学生も多く熱心な質疑が行われている。今後も合格経験者と履修学生との交流、相談が活発になるよう報告会の内容、形式、運営などに一層の工夫を行い充実化を図る。

(11) 現職教員との交流、研修の活発化

本学卒業生の現職教員が多数に活躍しているが、教職課程との組織的な交流は必ずしも活発ではない。

現在、愛知県内の高等学校の教員で組織する団体とは定期的な交流があるが、今後は交流を広げ組織的、計画的な協力関係の構築を進めていく。具体的な企画としては教職課程履修学生に対する交流、指導支援活動や、現職教員による新採用教員、中堅教員、管理職教員等との交流会など教職課程センターの事

業として定着させる。

(12) 教員養成、教員の資質能力向上に関する研究開発と公表

教職課程センターの事業の一環として、教職課程専任教員をはじめ担当者、さらには履修学生や現職教員と協力して教員養成、教員の資質向上に関する教育内容や方法などについて研究の活発化を図る。また成果をセミナーの開催や年報などで公表し交流の拡大を進める。

5. 学校教育及び教員養成制度改革等の対応と計画的な充実について

現在、政府で検討中の教員養成制度改革について、センターが積極的かつ主体的に情報収集と具体的対応策を検討するとともに、大学および各学部、大学院等と協力して的確に対応し、教職課程の充実を図って行く必要がある。その場合に重要なことは、愛知大学の教師教育の理念、目的をより明確にし、長期的展望と具体的な計画に基づいて着実な成果を獲得するよう組織的な取組みをおこなうことである。

以上述べてきたように、本学は新名古屋校舎建設にともなう教学組織の再編を期に教職課程センターを設置して、養成、採用、研修、そして地域社会との連携を積極的に推進する体制を整備し、教職課程の整備充実の本格的な取り組みを始めつつある。教職課程は教員を養成する教学組織であるが、それだけで独立して成り立つものではない。開放制教員養成制度の本旨からすれば各学部教育の充実を

基礎にして優れた教育を協力、連携して行うものである。教職課程センターにおける具体的な取り組みと共に日本の公教育の教員養成

を行っている社会的責務について全学的な理解と協力が不可欠である。

(教職課程委員長)

<参考>

教職課程センター規程

(名称)

第1条 愛知大学（以下「本学」という。）に教職課程センター（以下「センター」という。）を置く。

2 前項のセンターのもとに、名古屋教職課程センター室及び豊橋教職課程センター室を置く。

(目的)

第2条 センターは、本学における教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）及び関連する事業を運営し、教育職員免許法に基づく教職課程における教員の養成のほか、採用、研修など統合的な教育指導及び支援などに関する企画・運営、教職教育に関する調査、研究開発、社会的連携の強化などの推進を図り、本学における教職課程の運営を円滑に行うことを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 教育職員免許法に基づく教職課程の編成、開講計画及び講師の委嘱に関する事項

(2) 教職課程の履修に関する事項

(3) 教育職員免許法に基づく科目等履修生に関する事項

(4) 教育職員免許状の授与申請に関する事項

(5) 小学校教育職員免許取得のための通信教育連携に関する事項

(6) 教育実習、教職インターン、社会連携・協力等の実施と指導に関する事項

(7) 教育職員教育に関する事項の調査、研究、開発に関する事項

(8) 教育職員採用の情報収集と提供、試験対策の指導、支援に関する事項

(9) 教職課程の学習相談、自主学習の支援、教職進路相談に関する事項

(10) 教育職員免許状更新講習に関する事項

(11) 卒業生現職教員との研修、交流等の連携協力に関する事項

(12) 教育職員養成、講習等に関する団体・組織との連携に関する事項

(13) 教職課程に関する図書・資料、機器の整備と利用に関する事項

(14) その他教職課程に関する事項

(組織)

第4条 センターは次の職員で組織する。

(1) 所長 1名

(2) 所員

(3) 事業主任 若干名

(4) 事務職員 若干名

(所長)

第5条 所長は、所員の互選により学長が委嘱する。

2 所長は、センターの業務を統括する。

(所員)

第6条 所員には、次の各号に定める者をあてることとし、学長が委嘱する。

(1) 教職課程専任教員

(2) 各学部より選出された各1名

2 前項のほか、センター委員会が必要と認めるときは、学長は所長の推薦により所員若干名を委嘱することができる。

3 所員について必要な事項は、教職課程センター委員会が決定する。

(事業主任)

第7条 センターには、事業主任を置くことができる。

2 事業主任は、所長の指示のもとセンターの事業を掌理し、第3条の事業実施にあたる。

3 事業主任は、所長の推薦により教職課程センター委員会の了承を得て学長が委嘱する。

4 事業主任に本学専任事務職員をあてる場合には、人事担当者会議の議を経なければならない。

5 事業主任には、本学専任教職員以外のものをあてることができる。

(任期)

第8条 所長及び所員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 所長及び所員の任期は10月1日から起算する。

3 所長及び所員がその任期中に交替したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

4 事業主任の任期は1年とし、再任を妨げない。

(教職課程センター委員会)

第9条 センターの事業を円滑に進め、その基本方針を審議・決定するために教職課程センター委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第10条 委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。

(1) 委員長

(2) 委員

2 前項第1号の委員長には、センター所長をあてる。

3 前項第2号の委員には、センター所員をあてる。

(委員会の審議事項)

第11条 委員会は、センターの目的及び各教授会の教学方針に基づき、次の各号に掲げる事項を審議・決定する。

(1) センターの事業に関する事項

(2) センターの予算に関する事項

(3) センターの運営にかかわる事項

(4) その他、センターの目的を達成するために必要な事項

(委員会の会議)

第12条 委員会の会議は所長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 委員会は、その議事及び運営について細則を決めることができる。

(教職課程センター運営委員会)

第13条 第11条に規定する事項を調整、連絡するために教職課程センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、所長及び教職課程専任教員並びに事業主任をもって構成し、所長が招集し、議長となる。

3 運営委員会は、委員会の承認に基づき、センター所員の中から委員若干名を置くことができる。

4 運営委員会は、必要に応じて所員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

5 運営委員会の運営については、委員会の定めるところによる。

(事務の所管)

第14条 センターに関する事務は、名古屋教務課及び豊橋教務課が所管する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の承認を得なければならない。

附 則 (制定)

1 この規程は、2012年4月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、「教職課程委員会規程」(1965年6月24日施行)は廃止する。

3 この規程により初めて選出する所長及び所員の任期は、第8条第2項の規定にかかわらず2012年4月1日から2013年9月30日までとする。

【参考】教職課程センター関係図

